

転出時に必要な手続き

開成町から転出する方へ

該当する場合は手続きをお願いします。

令和 年 月 日	
窓口番号	
住 所	
氏 名	
: ~ : ()	

あてはまる手続きの「該当」欄にチェック☑を入れてください。

転入した日(住み始めた日)から14日以内に新住所地の役所で転入手続きをしてください。

転入手続きに必要なもの

- ①転出証明書(紙) または 転出証明書(電子情報)が作成された方のマイナンバーカード
- ②本人確認のできる免許証等
- ③お持ちの方は、マイナンバーカード・住基カード

※「転出証明書」は記載してある転出予定日や新住所等が変更になった場合でも転入先に提出してください。

※マイナンバーカードを利用し転出手続きした方は、転入日(実際に住んだ日)から14日以内又は転出予定日から30日以内のいずれか早い日までに転入手続きをしないと、再び転出手続きをしていただくこととなります。

番号	該当	手続済	手続きの内容		手続きの方法	必要なもの	担当課
1	☐	☐	住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方		転入日(実際に住んだ日)から14日以内又は転出予定日から30日以内のいずれか早い日までに届出をしてください。それを過ぎると、カードが利用不能になります。転入後も引き続きカード使用する場合は、転入届後90日以内に継続利用手続きが必要です。転出に伴い電子証明書も失効しますので、必要に応じて転入先で手続きをしてください。	・住民基本台帳カード または ・マイナンバーカード	税務窓口課 (総合窓口)
2	☐	☐	印鑑登録をしている方		印鑑登録証をお返しくください。転出予定日から登録を廃止します。転出予定日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と免許証等の本人確認書類をお持ちください。必要に応じて転入先で印鑑登録をしてください。	・印鑑登録証(カード)	
3	☐	☐	国民年金について		住所変更の手続きは不要です。	—	
4	☐	☐	国民健康保険に加入している方		喪失の手続きをし、被保険者証をお返しくください。(転出日から14日以内) ※施設入所の場合は必ずお申し出ください。	・被保険者証 ・マイナンバーカード等	保険健康課 (医療保険)
5	☐	☐	後期高齢者医療保険に加入している方(負担区分証明書の申請)		被保険者証をお返しくください。県外へ転出する方は負担区分証明書の交付申請をしてください。転入先で負担区分証明書を持参のうえ、新たに手続きをしてください。(転出日から14日以内)	・被保険者証 ・マイナンバーカード等	
6	☐	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方	県外及び県内政令指定都市へ転出する方	異動届の提出をしてください。転入先で新たに手続きをしてください。自立支援医療受給者証をお持ちの方は、その際、開成町が発行する課税(非課税)証明書が必要となる場合がありますので転入先にご確認ください。	・各手帳 ・受給者証 ・認め印	福祉介護課 (福祉)
	☐	☐		県内の他市町村へ転出する方	手続きは必要ありません。転入先で手続きをしてください。	—	
7	☐	☐	障害福祉サービス、障害通所支援、地域生活支援事業を受給していた方		受給者証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。	・受給者証	
8	☐	☐	福祉医療証(重度障害者)をお持ちの方		医療証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。その際、開成町が発行する所得証明書が必要となる場合があります。	・医療証	
9	☐	☐	特別児童扶養手当を受給している方		異動届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	・認め印	
10	☐	☐	緊急通報装置を設置している方		解約手続きをしてください。	—	

番号	該当	手続済	手続きの内容		手続きの方法	必要なもの	担当課
11	☐	☐	介護保険について	第1号被保険者(65歳以上)の方	被保険者証をお返してください。 介護保険料の説明を受けてください。	・被保険者証 ・介護保険料が還付される方は、振込先の口座番号がわかるもの	福祉介護課 (介護保険)
	☐	☐		認定を受けている方、または申請中の方	被保険者証をお返してください。受給資格証明書をお渡しします。転入先の市区町村で14日以内に受給資格証明書を添えて手続きをしてください。		
12	☐	☐	医療証（こども・ひとり親）をお持ちの方		医療証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。その際、開成町が発行する課税証明書が必要となる場合がありますので転入先にご確認ください。	・医療証 ・マイナンバーカード等	こども課 (こども支援)
13	☐	☐	児童手当を受給している方		異動届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	・マイナンバーカード等	
14	☐	☐	児童扶養手当を受給している方 (全額支給停止者を含む)		児童扶養手当転出届又は資格喪失届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	・証書 ・マイナンバーカード等	
15	☐	☐	保育所に入所又は申請しているお子さんがいる方		退所届又は取下届を提出してください。転入先で保育所等をご利用の場合は、転入先で新たに手続きをしてください。	—	
16	☐	☐	妊娠中の方		住所変更に伴い、妊婦健診費用助成券が使用できなくなりますので、転入先で手続きをしてください。	—	
17	☐	☐	開成幼稚園に在園しているお子さんがいる方		退園の手続きをしてください。	—	学校教育課 (学校)
18	☐	☐	町外の私立幼稚園に入園しているお子さんがいる方		引越し先自治体での手続きについて説明します。	—	
19	☐	☐	小学生・中学生のお子さんがいる方		在学していた小・中学校から「在学証明書」と「教科書用給与証明書」を受け取り、転入先の教育委員会で手続きをしてください。		
20	☐	☐	犬を飼っている方		転入先で犬の登録鑑札、狂犬病注射済票を持参して手続きしてください。	・犬の登録鑑札	環境課 (環境)
		☐	犬のマイクロチップの情報登録をしている方		犬の所在地等の変更に関して、下記から手続きをしてください。 https://reg.mc.env.go.jp/ ※登録証明書をご準備ください。 	—	
21	☐	☐	し尿処理(水洗ではないトイレ)の利用を中止する方		くみとり変更・廃止の手続きをしてください。	—	
22	☐	☐	上下水道の使用を中止する方		使用中止の手続きをしてください。 (電話等でお済みの場合、手数料の納付書を発行しますのでお申してください。)	・手数料 700円	都市整備課 (上下水道)
23	☐	☐	原動機付自転車(125CC以下)をお持ちの方		転入先で新規登録の手続きをしてください。 四輪の軽自動車、125CC超の自動二輪車等をお持ちの方は、湘南自動車検査登録事務所(電話:050-5540-2038)で手続きをしてください。	—	税務窓口課 (課税)
24	☐	☐	町税等の口座振替をしている方		口座振替の停止又は変更を希望される場合は手続きをしてください。 ※住民税は1月1日現在の住所地、固定資産税は1月1日現在の所有者で課税されます。口座振替を停止すると以降は現金納付となりますのでご注意ください。	・金融機関の通帳 ・金融機関への口座届出印(銀行印)	各課 (各税, 料)
☐ 本日、全てのお手続きが終了しました。 (※転出証明書をお渡してください。)							最終確認と コピー交付
☐ お手続きが済んでいないものがありますので、後日お手続きをしてください。 (※コピーをおわたしします。)							

税務窓口課 : 84-0313

保険健康課 : 84-0328

福祉介護課 : 84-0316

こども課 : 84-0327

学校教育課 : 82-5221

環境課 : 84-0314

都市整備課 : 84-0321